

自治会回覧

会員各位

令和元年12月 改
平成30年6月
生活環境部

違法駐車していませんか

★違法駐車をなくそう！

違法駐車は事故の原因につながる悪質・危険・迷惑な行為です。生活空間から迷惑な駐車違反を追放し、「安全・安心で人に優しい交通環境」を整えるため、地域の皆様のご協力をお願いします。



★駐車違反の罰則は重い！

違法駐車を取り締まりを受けた際、反則金・点数は次のようになります。(普通車の場合)



駐停車違反(駐停車禁止場所など)

: 点数2・反則金12,000円

駐停車違反(駐車禁止場所など)

: 点数1・反則金10,000円

★車庫法違反は、もっと重い！

「駐車禁止」の表示のない道路でも、長時間(昼12時間以上、夜8時間以上)駐車すると、「車庫法」長時間駐車違反になり、20万円以下の違反金と違反点数2点が付きます

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

最近、路上駐車が多く見られます。改善されない場合は警察にて対応を図っていくことも考えておりますので、ご了承願います。

お盆等でご家族が帰省された際、申請していただければ、桜台自治会館駐車場をご利用いただけます。(4台分のスペースがあります)